

分散避難と 地域避難施設認定制度

千葉市総務局危機管理部防災対策課

項目	スライドタイトル	スライド番号
制度概要	分散避難	04
	地域避難施設認定制度	06
制度利用の手順	手続きの流れ	10
	候補施設の選定	12
	運用の検討	14
	認定の申請	16
	認定審査	17
認定後の体制整備	支援物品の配備	22
	基本の運用体制	23
	体制やルール等の検討	26
	参考(関連リンク)	27

分散避難と地域避難施設認定制度

制度概要

多様な避難形態により、避難者が集中しないよう分散して避難すること

<従来>

集中避難

- 指定避難所へ避難者が集中

<今後>

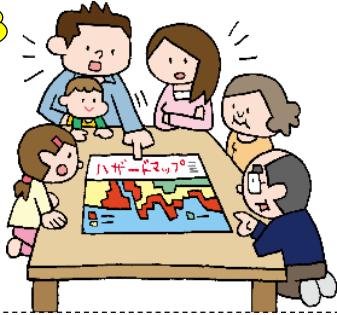
分散避難

- 多様な避難形態により避難者の集中を避ける

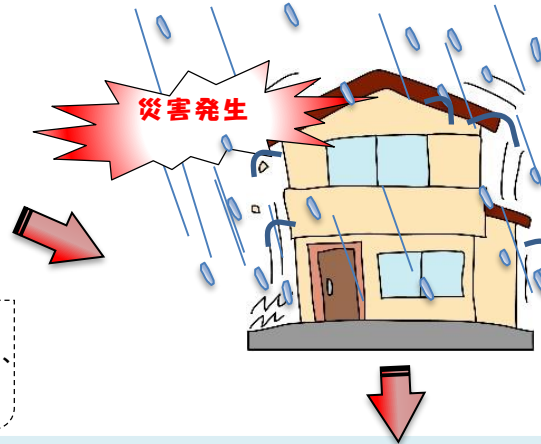
「避難」とは「難を避ける」こと
自宅に留まることも「避難」のひとつ

分散避難のイメージ

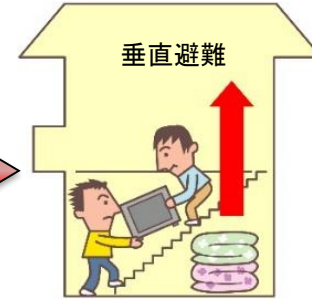
平常時



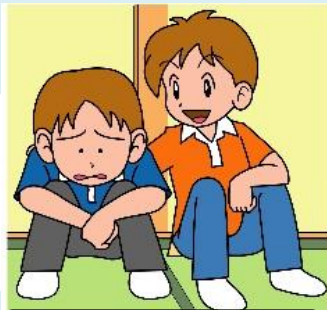
「千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）」や「避難行動判定フロー」を参考に、自宅周辺の危険性や避難経路など、災害時にとるべき行動を確認



浸水が想定される場合には、浸水する深さよりも高いところに避難することも検討しましょう。



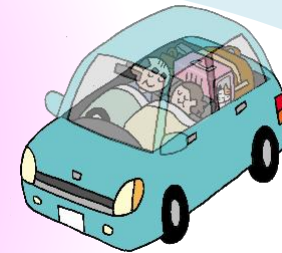
①在宅避難



②親族・知人宅



③町内自治会集会所



④車中泊



⑤市の指定避難所



⑥民間宿泊施設等

※対象施設・対象者等調整中

災害時における町内自治会集会所等の活用

趣旨、目的

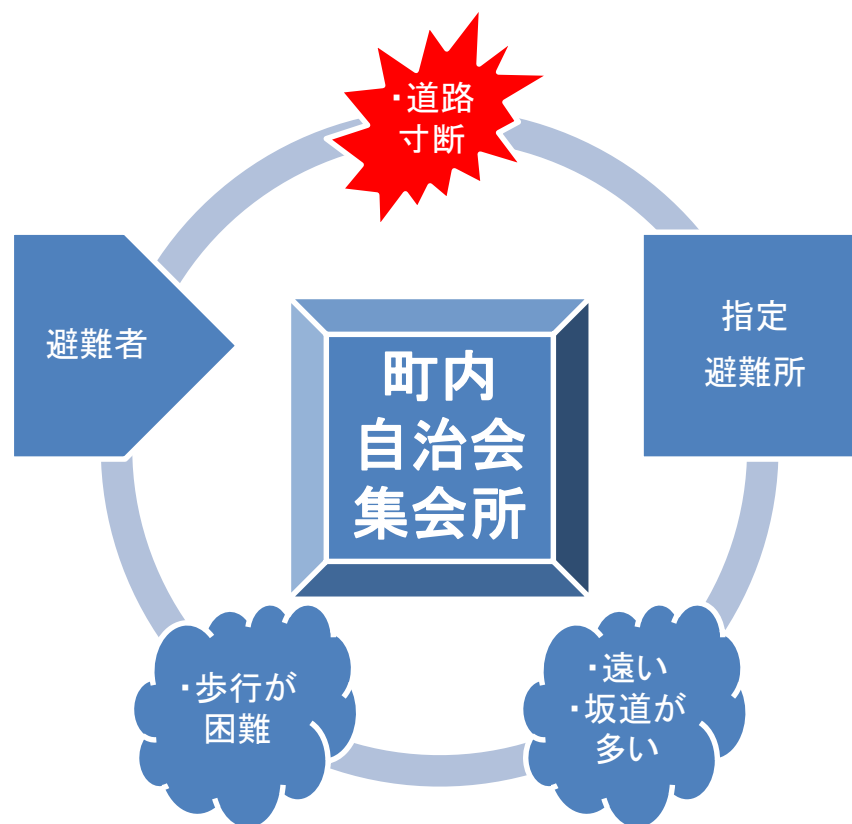
- 町内自治会集会所等をあらかじめ「地域避難施設」として認定することで、災害時に、「地域の避難先」として、町内自治会等が自主的に開設し、最寄りの指定避難所と連携して避難者の受け入れ等をおこなうことができるようにします。

事業内容

- 町内自治会等からの申請に基づき、一定の要件を満たす町内自治会集会所等を「地域避難施設」として認定するとともに、認定施設への備蓄品等の配備を行います。
- 制度の利用は任意
- 制度の趣旨に沿っていれば、自由な運用が可能

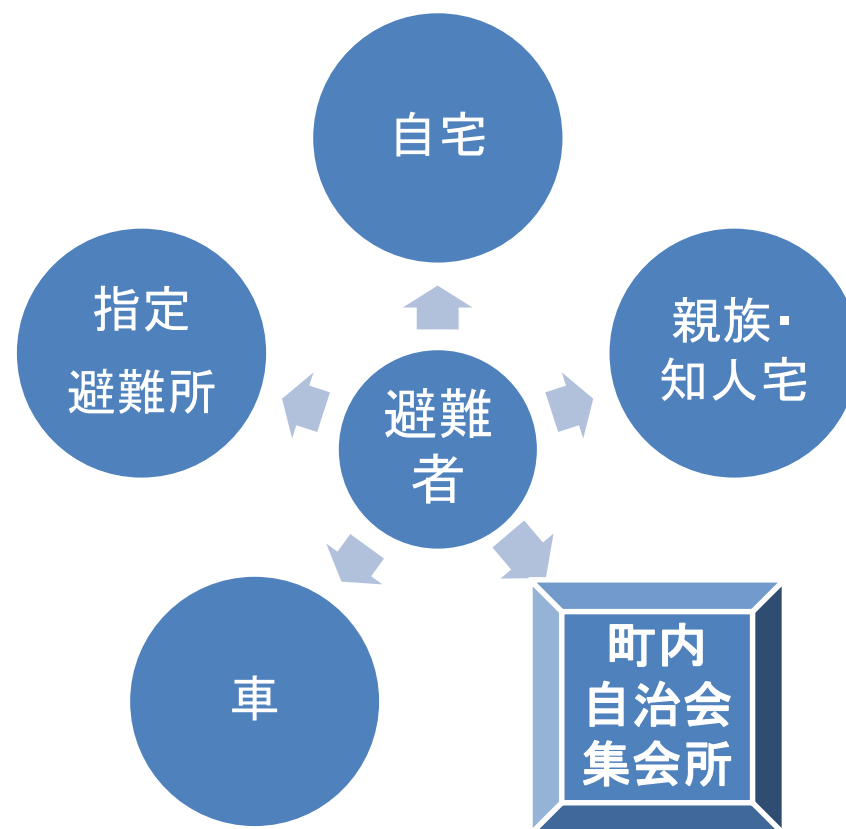
①身近な避難先の確保

- 令和元年房総半島台風、東日本台風、10月25日大雨において、道路が寸断されたほか、距離、地形的要因、身体的理由等により、自宅から最寄りの指定避難所まで移動できない方がいた



②感染症をふまえた分散避難

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染防止の観点から、避難先における3密(密集・密接・密閉)を回避するため、複数の避難先を確保し、分散避難を進める必要がある



分散避難と地域避難施設認定制度

制度利用の手続き



選定

地域避難施設を設置する施設を選定

検討

地域避難施設の運用について検討

申請

地域避難施設の認定について申請

結果通知

(市が) 審査し、認定可否について通知

体制整備

スムーズに運営できるよう体制を整備

町内自治会

- 各区町内自治会連絡協議会に設立の届出をした町内自治会
- 各区町内自治会連絡協議会の設立以前に市町内自治会連絡協議会に設立の届出をした町内自治会を含む

地域活動を行うマンション管理組合

- 各区町内自治会連絡協議会に届出をすることにより、町内自治会と同様の組織として位置付けられているマンション管理組合
- マンション管理組合とは、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に規定する管理組合をいう。

住家

- 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

集会所

- 町内自治会が町内自治会活動その他の用に供するために自ら設置する施設をいう。

地域避難施設を設置することができる施設

町内自治会が所有する 集会所

- 集会所、自治会館など

マンション管理組合が 管理する施設

- 集会室など

その他、町内自治会が 地域避難施設の設置を 目的に確保した施設

（留意事項）

- 所有者の同意が必要
- 公共施設、住家は除く
- 同一棟内は一体の施設とみなす

確保した施設の構造、立地を確認

構造

- 新耐震基準（昭和56年6月1日以降）に則して、建築または改修されたものであるか

＜確認方法（例）＞

確認済証（建築確認通知書）
建築台帳記載事項証明書
耐震基準適合証明書など

立地

- 土砂災害（特別）警戒区域等に該当していないか
- 浸水想定区域（洪水、内水、高潮、津波）に該当していないか

＜確認方法（例）＞

千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）

地域避難施設の基本体制

町内自治会等による自主的な運営

- 市職員は配備しない
- 不足物資は指定避難所に取りに行く

所属する避難所運営委員会と連携した運用

- 指定避難所と情報共有を図る
- 市への報告は避難所経由で行う

一時的な避難生活の場としての活用

- 長期的な避難生活となる場合は、指定避難所等への移送を検討する

地域避難施設の運用について検討

受け入れ対象者は、
遠くまで移動できない
方を中心にしよう
か…

何名(※)くらい受け入
れられる体制としよう
か…

指定避難所まで物資
を取りに行けない方へ
の物資配給もおこなっ
てはどうか…

(※)収容可能人数は目安とし、最
大で「使用可能面積(m²)÷4」を超え
ない整数とする

- 使用可能面積は概算で構わない
- スフィア基準(一人当たり3.5m²)を下回らな
い水準に設定

地域避難施設の認定について申請

申請者

町内自治会 又は 地域活動を行うマンション管理組合

提出書類

- 申請書(様式第1号)、申請時チェックリスト(様式第1号別紙)
- 新耐震基準に則して建築又は改修されたことのわかる書類(コピー可)
(例)確認済証(建築確認通知書)、建築台帳記載事項証明書、耐震基準適合証明書など
- その他、場合により、共有名義人一覧や同意書が必要

提出方法

ちば電子申請システム(※)、郵送、窓口持参

※同意書が必要な場合、電子申請システムによる申請はできません

提出先

千葉市 総務局 危機管理部 防災対策課

認定基準に沿って審査

建物要件

- 新耐震基準に則して建築又は改修されたもの

立地要件

- 土砂災害警戒区域等に該当しないこと
- 浸水想定区域に該当する場合は条件付きで認定

体制要件

- 町内自治会等による自主的な運営
- 所属する避難所運営委員会と連携した運用

認定後も、基準を満たさないことが判明したり、満たさなくなったりした場合は、認定を取り消す

耐震基準

- 新耐震基準に則り建築または改修された建物であること
 - 町内自治会が所有する集会所の耐震改修、耐震診断などについては「町内自治会集会所建設等事業補助金」の活用が可能

＜確認書類（例）（要提出）＞

- 確認済証（建築確認通知書）の交付日が昭和56年6月1日以降の場合
 - 確認済証（建築確認通知書）(*1)、又は、建築台帳記載事項証明書(*2)
 - (*1)は再発行できませんが、(*2)は市建築情報相談課にて交付しています
- 上記より前の場合
 - 耐震基準適合証明書

①土砂災害警戒区域等

- 建物が土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害危険箇所に該当しないこと
 - 建物を除く敷地が該当する場合は、その旨を特記事項として伝達の上認定する

②浸水想定区域

- 建物が洪水（計画規模）の浸水想定区域に該当する場合は、大雨時の使用を除く認定とする
 - 建物を除く敷地が該当する場合は、その旨を特記事項として伝達の上認定する
 - 洪水、内水、高潮及び津波（想定最大規模）の浸水想定区域に該当する場合は、その旨を特記事項として伝達の上認定する

①自主運営

- 町内自治会等による自主的な運営を前提とすること
- 市職員は配備しない
 - 運営にあたっての支援（例：不足物資の配給、要配慮者の移送など）は、地域防災拠点である指定避難所を支援拠点として必要な支援を行う

②避難所連携

- 所属する避難所運営委員会と連携した運用を基本とすること
- 避難所運営委員会に属しない場合は原則認定しない
 - 集会所単独で避難者対応をおこなうことは困難なため、最寄りの指定避難所（避難所運営委員会）と連携した運用を基本とする

分散避難と地域避難施設認定制度

認定後の体制整備

開設準備に係る支援物品を市から供与・貸与

食料(アルファ米)、飲料(ペットボトル水)の供与

- 収容可能人数に応じて配備(1日分)
- 原則、区役所にて配布

携帯トイレの供与

- 収容可能人数に応じて配備(1日分)
- 原則、区役所にて配布

防災行政無線 戸別受信機の貸与

- 原則、1町内自治会に1機を上限に配備
- 防災対策課が委託する業者が設置

支援物品の配備方法については、認定の際に改めて案内する

地域避難施設の基本体制

- 一時的な避難先として活用
- 町内自治会等による自主的な運営
- 所属する避難所運営委員会と連携した運用



指定避難所は、本市地域防災計画に定める地域防災拠点として、地域の支援拠点となる

一時的な避難先

- 一時的な避難先として活用することを原則とする
- 長期的な避難生活は想定しない
 - 長期的な避難生活となる場合は、指定避難所等への移送を検討する

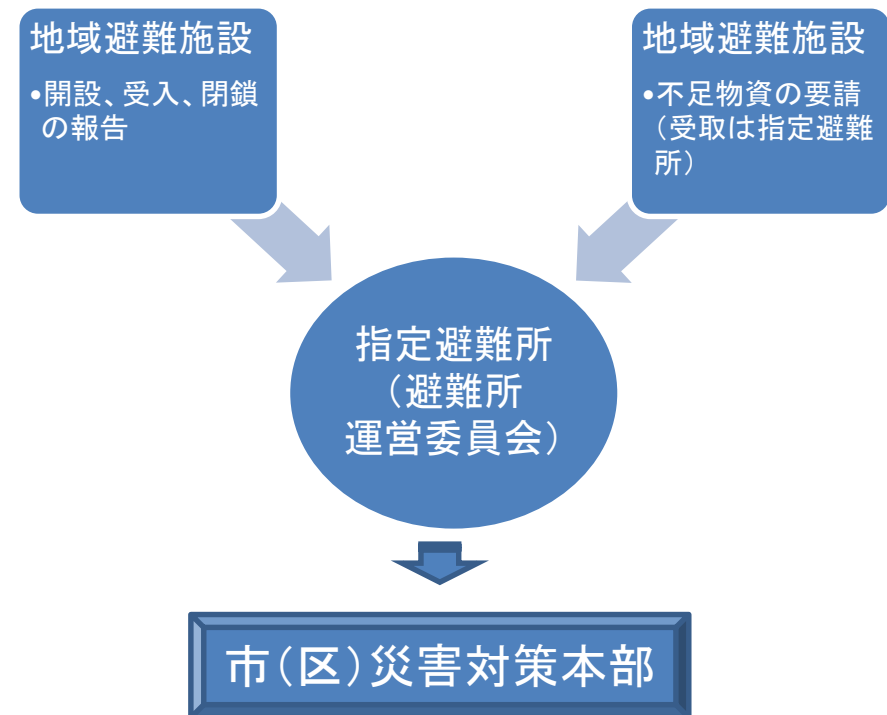
町内自治会等の自主運営

- 町内自治会等による自主的な運営を前提とする
 - 市職員は配備しない
 - 不足物資は指定避難所へ取りに行く
 - 事故等による損害について、市はその責を負わない

避難所運営委員会との連携

- 所属する避難所運営委員会と連携した運用を基本とする
- 開設状況の報告、不足物資の要請など
 - 開設、避難者受入、閉鎖の際は、避難所運営委員会を通じて市へ報告
 - 不足する物資は、避難所運営委員会を通じて市へ要請（指定避難所にて配給）

（連携・連絡体制の構築）



地域避難施設の運用について検討

災害種別ごとの
開設タイミング

施設の鍵の開
け方や管理

避難者の携行
品(マスク、消毒
液、体温計等)

長期的な避難
が予想される場
合の対応

運用のルールづく
りの参考にしてい
ただける規約(例)
を



地域避難施設認定制度

- <https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/tiikihinansisetu.html>
- 制度内容の確認のほか、様式等のダウンロード、電子申請もできます
- 認定後に参考にさせていただける規約(例)も掲載しています



千葉市地震・風水害ハザードマップ

- <https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/2019jisinfusuigaihazardmap.html>
- 土砂災害警戒区域等や浸水想定区域などの確認ができます



自主防災組織

- <https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/anatanomatinimo.html>
- 自主防災組織の活動や補助制度について確認できます



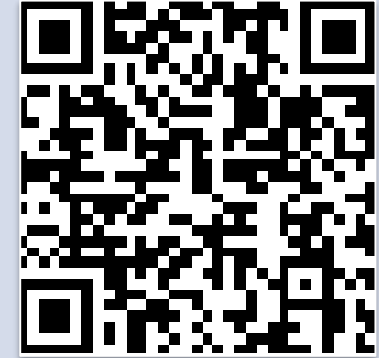
避難所運営委員会

- <https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/hinanjounei.html>
- 避難所運営委員会の活動や補助制度などについて確認できます



感染症を踏まえた避難所開設運営方針

- <https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/hinanjyokaisetuuneihousin.html>
- 感染予防や感染拡大防止を図りながら指定避難所を開設・運営するための方針です



避難所開設・運営動画

- <https://www.youtube.com/watch?v=uclJDCTLbUM>
- 避難所開設・運営の一連の流れを動画で確認できます（市HP外へのリンクです）